（様式第３号）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

山梨県地域公共交通協議会

会長　佐々木　邦明　様

提出者　所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　印

　当法人（団体）は、山梨県地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加に当たり、「参加意思表明書」及び下記１の添付書類の全ての記載事項について事実と相違ないこと、並びに下記２に示す参加に必要な全ての資格要件を有していることを誓約します。

記

**１　添付書類**

（１）会社の概要がわかる書類（任意様式）

（２）業務実績調書（様式第４号）

（３）管理技術者届（様式第５―１号）

（４）照査技術者届（様式第５－２号）

（５）主任技術者届（様式第５－３号）

（６）担当技術者届（様式第５－４号）

（７）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明（写し可）

**２　参加資格要件**

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

（１） 令和４年４月１日以降において、山梨県における建設・コンサルタント等の競争入札参加資格のうち、次の業種の認定をすべて受けていること。

① 都市計画及び地方計画部門

② 経済調査

（２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

（３） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続き開始の申立をした者にあっては、再生計画の認可決定を受けている者であること。

（４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更正手続き開始の申立をした者にあっては、更正計画の認可決定を受けている者であること。

（５） 国又は地方公共団体（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）から指名停止措置を受けていない者であること。

（６） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

①　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が

暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与え

る目的をもって暴力団の利用等をしている者

④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接

的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようと

する者

（７） 過去１０年間（平成２４年度から令和３年度））において、国、地方公共団体、又は国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定業務をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。

（８） 配置予定技術者の要件は次のとおりとする。

① 管理技術者は、上記（７）における同種業務に関する担当実績を有する者で

なければならない。

②　技術士（当該業務に関する部門）の資格を有した照査技術者及び管理技術者

を本業務にそれぞれ配置すること。

③　照査技術者及び管理技術者は１５年以上の実務経験(※)を有する者であること。

④　主任技術者は１０年以上の実務経験(※)を有する者であること。

⑤　担当技術者(照査技術者、管理技術者、主任技術者以外の者)は５年程度の実

務経験(※)を有する者であること。

　　※照査技術者、管理技術者、主任技術者及び担当技術者の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野の実務経験のことを指すものとする。

　　　〔他社(現在所属している事業所以外)等での実務経験も含む〕

　 ⑥　照査技術者は管理技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

⑦ 原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等のほ

かは認めない。

（９） 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。